

山口県特定建設工事共同企業体取扱要領

平成2年4月1日制定・施行
平成13年7月10日改正・施行

(目的)

第1条 この要領は、山口県が発注する建設工事に係る共同企業体の適正な運用を図り、工事の円滑かつ適正な施工を確保するため、工事ごとに結成される共同企業体の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「特定建設工事共同企業体」(以下「特定共同企業体」という。)とは、大規模かつ技術的難易度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象工事)

第3条 特定共同企業体の対象工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 橋梁、トンネル、ダム、堰、空港、港湾、下水道等の土木工事であって、請負対象設計金額が概ね3億円以上のもの
- (2) 請負対象設計金額が概ね3億円以上の建築工事
- (3) 請負対象設計金額が概ね2億円以上の設備工事
- (4) 前3号に掲げる工事以外の建設工事であって、請負対象設計金額が概ね2億円以上のもの

(構成員の数)

第4条 特定共同企業体の構成員の数は、3社までとする。

なお、通常の規模を大幅に上回る規模であって、多数の工種にわたる等により技術力を結集する必要がある工事については、円滑な共同施工の確保に支障が生じないと認められる限り、例外的措置として5社までとする。

(構成員の資格)

第5条 特定共同企業体のすべての構成員は、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも5年以上あること。
- (2) 当該工事に対応する県の競争入札参加資格の等級が、最上位等級又は第2位等級に属する者であること。
- (3) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (4) 当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

(構成員の組合せ)

第 6 条 特定共同企業体の構成員の組合せは次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 県内建設業者のみで施工可能な工事の場合は、県内建設業者同士の組合せとする。
- (2) 県内建設業者のみでは対応できない工事の場合は、県内建設業者と県外建設業者の組合せとする。
- (3) 県外建設業者でしか対応できない工事の場合は、県外建設業者同士の組合せとする。

- 2 前項第 1 号及び第 2 号において、県内建設業者の数が不足する場合は、県外建設業者で代替することができるものとする。

(結成方法)

第 7 条 特定共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。

- 2 特定共同企業体を結成した構成員は、同一工事において他の特定共同企業体の構成員になることはできない。

(出資比率)

第 8 条 出資比率は、特定共同企業体のすべての構成員が均等割の 10 分の 6 以上であるものとする。

(代表者)

第 9 条 特定共同企業体の代表者は、構成員中施工能力が最も大きい者とする。

- 2 代表者の出資比率は、構成員中最大とする。

(その他)

第 10 条 この要領により難しい場合には、競争入札審査会で協議して決定するものとする。

- 2 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行するものとする。

附 則

この要領は、平成 13 年 7 月 1 日から施行するものとする。